

第1節 基本理念

本計画では、第1期計画で掲げた基本理念「子ども力^{ちから}でつながる未来」を継承します。

ちから ～子ども力^{ちから}でつながる未来～

子どもは、生まれながらにして大きな可能性を持ったかけがえのない存在です。

子どもは、多くの人に支えられながら、夢と希望を持って成長し、やがて社会を支える側、すなわち未来の力となります。

子どもが本来持っている力を最大限に発揮するため、本市では、全ての子どもの最善の利益を尊重し、「子ども・家庭・地域がそれぞれに力を発揮しつながら、子どもが夢と希望を持って自分らしく成長できるまち」を地域全体で目指していきます。

参考

◆児童福祉法の理念について

平成28年の児童福祉法の改正では、児童の権利に関する条約に基づき、昭和22年の制定以来見直されていなかった児童福祉法の理念規定を改め、児童が権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されること等が明確化されました。

第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達^{はつた}の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

本市においても、現代の子どもや若者を取り巻く社会状況に目を向けると、児童虐待や貧困の世代間連鎖、いじめ、不登校など、厳しい現状があります。将来のこのまちを担う大切な子どもが、一人の人間として成長・自立していくために、本市では、この児童福祉法の理念を踏まえながら、本計画を策定し、施策・事業を展開していきます。

